第七十一条中「から第五十条まで」を「、第四十九条、第五十条」に改める。

第七十一条の二第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員、」に、「この号」を「この条」に改め、「同じ。）」の下に「又は障害福祉サービス経験者」を加え、「保育士の」を「保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十一条の四中「から第五十条まで」を「、第四十九条、第五十条」に、「及び第七十条（第一項を除く。）」を「、第七十条（第一項を除く。）及び第七十条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この省令による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、この省令による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条の二の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。